

岡山県高等学校教育研究協議会

第 1 回 会 議 要 項

日 時 令和 7 年 8 月 26 日 (火) 13:00～16:00
場 所 岡 山 県 庁 3 階 大 会 議 室

- 1 教育長あいさつ
- 2 委員及び幹事紹介
- 3 研究協議会規程について
- 4 会長・副会長の選出

- 5 研究協議について
 - (1) 研究協議の依頼
 - (2) 研究協議の進め方

- 6 議事
 - (1) 議事運営について
 - (2) 事務局説明
○高等学校教育の現状について

- (3) 研究協議
○ 魅力ある高等学校づくりの方策について

以下の①②の観点を踏まえて、お一人ずつご意見をお願いします。
①社会情勢の変化や多様化する生徒のニーズに対応した教育内容
②地域と連携した学校づくり

- 今後の協議の進め方について

- (4) その他

7 その他

- ・ 第 2 回 10/21 (火) 13:30～16:30 県庁 3 階大会議室
- ・ 第 3 回 12/22 (月) 13:30～16:30 岡山市内の会議室

岡山県高等学校教育研究協議会委員

氏 名	職 名	備 考
あかぎ まひろ 赤木 麻紘	高梁市立高梁中学校 P T A 副会長	
あさの りょういち 浅野 良一	環太平洋大学次世代教育学部教授	
いわもと ゆう 岩本 悠	(一財) 地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事	
かとう ひろひさ 加藤 浩久	岡山県議会議員	
かわかみ こういちろう 川上 浩一郎	岡山県高等学校 P T A 連合会副会長	県立井原高等学校 P T A 会長
かわはら かずなり 河原 一誠	津山市立津山東中学校長	
くにさだ ともこ 國定 智子	和気町立佐伯中学校長	
こうもと ゆうじろう 河本 裕次郎	岡山県高等学校長協会副会長	県立岡山工業高等学校長
こばやし よしあき 小林 義明	岡山県議会議員	
こまつばら りゅうじ 小松原 竜司	(株) 山陽新聞社論説委員会論説主幹	
すぎもと ひでき 杉本 秀樹	岡山県町村教育長会会長	里庄町教育委員会教育長
たかせ あつし 高瀬 淳	岡山大学大学院教育学研究科長	
ないとう すすむ 内藤 奨	岡山県教職員組合書記長	
なかむら さとし 中村 聡志	山陽学園大学地域マネジメント学部長	
にしな こう 仁科 康	岡山県都市教育長協議会会長	倉敷市教育委員会教育長
はらだ かずなり 原田 一成	岡山県私学協会会長	おかやま山陽高等学校長
ふじおか たかゆき 藤岡 隆幸	岡山県高等学校長協会会長	県立岡山操山高等学校長
ふじわら かな 藤原 加奈	(株) フジワラテクノアート代表取締役副社長	
まるお よしふみ 丸尾 宜史	レプタイル(株)代表取締役	
むらた しゅうせき 村田 秀石	岡山県高等学校教職員組合執行委員長	

(五十音順、敬称略)

岡山県高等学校教育研究協議会専門委員会委員

氏 名	職 名	備 考
あさの りょういち 浅野 良一	環太平洋大学次世代教育学部教授	研究協議会委員
こうみ えいこ 幸見 栄子	(株) マルイ 常務取締役	
こまつばら りゅうじ 小松原 竜司	(株) 山陽新聞社論説委員会論説主幹	研究協議会委員
さかい まさはる 酒井 正治	山陽学園大学地域マネジメント学部教授	
さとう ゆうこ 佐藤 裕子	笠岡市立大島中学校教頭	
たかはら えいじ 高原 英次	県立瀬戸南高等学校教頭	
たなか みつひこ 田中 光彦	岡山県中学校長会理事	岡山市立岡山後楽館中学校長
はせがわ ゆうき 長谷川 勇紀	(一財) 地域・教育魅力化プラットフォーム ディレクター	
ほらだ かずなり 原田 一成	岡山県私学協会会長	研究協議会委員 おかやま山陽高等学校長
ふじおか たかゆき 藤岡 隆幸	岡山県高等学校長協会会長	研究協議会委員 県立岡山操山高等学校長
まんだい ユミ 万代 ユミ	県立備前緑陽高等学校教頭	
みずた なおき 水田 直樹	真庭市立久世中学校教頭	

(五十音順、敬称略)

(幹事)

氏 名	職 名
後藤 博幸	岡山県教育庁 教育次長
佐々木 亨	〃 教育次長
室 貴由輝	〃 学校教育推進監
小林 伸明	〃 教育政策課長
青木 弘明	〃 財務課長
荻田 直樹	〃 教職員課長
鶴海 尚也	〃 高校教育課長
藤原 紳一	〃 高校教育課高校魅力化推進室長
宮森 久彰	〃 高校教育課教育情報化推進室長
横山 智康	〃 義務教育課長
江草 大作	〃 特別支援教育課長
片岡 敏行	〃 保健体育課長
滝澤 幸隆	〃 生涯学習課長
浜原 浩司	〃 文化財課長
有田 純子	〃 福利課長
高橋 典久	〃 人権教育・生徒指導課長
守田 祥子	岡山県総合政策局 政策推進課地方創生推進室長
安田 良一	岡山県総務部 総務学事課長
菊池 慶	〃 財政課長

(事務局)

岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室

〒700-8570

岡山市北区内山下 2-4-6

TEL: 086-226-7825

FAX: 086-224-2535

E-mail: miryoku@pref.okayama.lg.jp

岡山県高等学校教育研究協議会規程

(目的及び設置)

第1条 本県教育行政施策の推進に資するため、本県高等学校教育に係る諸問題を検討しつつ、将来の県立高等学校教育体制の整備について研究協議を行う岡山県高等学校教育研究協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 県議会議員
- (3) 行政関係者
- (4) 学校関係者
- (5) その他

3 委員の任期は、協議会の設置存続の期間とし、委員に欠員を生じた場合は、教育長が後任者を委嘱又は任命する。

(役員)

第3条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴は、会長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

3 報道関係者で会長が認めたものは、前項の規定にかかわらず、傍聴することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第7条 協議会に、専門的事項に関する調査研究を行うため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員は、教育長が委嘱又は任命する。

3 専門委員会の委員長は、会長が指名する協議会の委員をもって充てる。

4 専門委員会は、当該専門的事項に関する調査研究が終了したとき、解散されるものとする。

(幹事)

第8条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、岡山県及び岡山県教育委員会の職員のうちから教育長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、会議に出席し、会長の求めに応じて資料を説明し、又は意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室において処理する。

(解散)

第10条 協議会は、第1条の事業を完了した後解散する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この規程は、令和7年6月5日から施行する。

令和 7 年 8 月 26 日

岡山県高等学校教育研究協議会

会 長 様

岡山県教育委員会教育長

中 村 正 芳

令和 20 年度を目途とする県立高等学校教育体制の整備について（依頼）

岡山県高等学校教育の一層の充実を図るため、次の事項について研究協議いただき、
本県教育行政上とるべき方策について、御提言くださるようお願いいたします。

- 1 魅力ある高等学校づくりの方策について
 - (1) 社会情勢の変化や多様化する生徒のニーズに対応した教育内容
 - (2) 地域と連携した学校づくり 等

- 2 高等学校教育の基盤整備の方策について
 - (1) 公立・私立高等学校の教育分担
 - (2) 地域の状況を踏まえた教育体制整備
 - (3) 学校や学科等の適正配置と通学区域等
 - (4) 定時制・通信制の在り方
 - (5) 入学者選抜 等

- 3 その他関連する重要な事項について

(依頼の趣旨)

グローバル化の進展や生成 A I などのデジタル技術の発展等により、社会が加速度的に変化する中、我が国には少子化や人口減少をはじめとする様々な社会課題が存在します。将来の予測が困難な時代の中で、社会全体のウェルビーイング（一人ひとりが豊かな人生を送ること）の向上を目指し、問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性がこれまで以上に高まっています。

高等学校においては、社会情勢の変化や多様化する生徒のニーズに対応した教育の質の確保・向上に向けた一層の取組が求められるとともに、地方創生の核となる存在の一つとしての役割も期待されておりますが、今後、中学校卒業者数の更なる減少に伴い、高等学校の小規模化や定員に満たない高等学校の増加が想定される状況にあります。

さらに、1 人 1 台端末の整備や探究的な学びの充実などにより、中学生の学びが大きく変化していることに加え、国において、いわゆる「高校無償化」の実施や高校入試の「併願制」に関する議論が行われているところであります。

こうしたことから、今後の魅力ある高等学校づくりや入学者選抜の在り方も含めた高等学校教育の基盤整備の方策などについて検討する必要があります。

貴研究協議会におかれては、本県高等学校教育が直面している課題解決の方向及び長期的展望に立った高等学校教育の在り方について議論を尽くしていただき、今後の地域の状況等も見通しながら、令和 20 年度を目途とする県立高等学校教育体制の整備についての指針をお示しいただくようお願いいたします。

岡山県高等学校教育研究協議会の議事運営等についての申合せ（案）

1 会議及び会議資料（議事録を含む）の公開について

(1) 公開の基準

「審議会等の設置及び運営等に関する指針」による。

会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- ① 非開示情報が含まれる事項（岡山県行政情報公開条例第7条に該当する事項）について、協議等を行う会議を開催するとき、又はその資料。
- ② 会議を公開、又は資料を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められるとき。

(2) 公開・非公開の決定

公開・非公開については、会長が当該会議に諮って行うものとし、出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合、会議及び会議資料を非公開とすることができる。

会議で公開・非公開を決定することができないときは、次回会議の開催周知までに、会長が公開・非公開を決定する。

2 議事録の作成について

議事録は、要点筆記したもの（要旨）とし、発言者名は公表しない。原則として次の会議において各委員に配付する。